# 北海道交通事故被害者の会の要望事項と関係省庁の回答

2021年11月作成 北海道交通事故被害者の会

		•
2021要望事項(9月1日付提出) ※下線は前年からの改訂箇所	回 答(2021年10月12日に道選出衆議院議員事務所を通して届いたもの) ※なお下線は、前年回答からの変更箇所	備考 (当会付記)
「交通犯罪被害者の尊厳と権利、交通犯罪・事故根絶のための要望書」 ※下線は前年要望からの変更箇所 1 人身にかかわる交通事故が発生	【厚生労働省 医政局地域医療計画課】  1 地域において必要な医療を適切に提供できる体制を構築することは重要であると 考えている。	(参考)※2019年の回答 ○救命救急センター:全国291
した場合の救命救急体制を万全にすること	2 厚生労働省としては、これまで各都道府県が医療計画に基づいて整備する救急医療提供体制に対して、救命救急センターの運営に必要な経費や、救急医療施設の施設・設備整備に対する支援を行う等、様々な支援を行ってきたところ。	か所(令和元年7月1日現在) うち北海道12か所 ○ドクターヘリ:全国43道府
1-1 医療活動のできる高規格の救急 車 (ドクターカー) および医療専用 機 (ドクターヘリ・ドクタージェッ	3 さらに、適切な医療に迅速にアクセスするための手段の整備として、 ・ドクター ヘリの導入促進や効率的運用を図るため、機体の導入経費や運航経費 の支援	○メディカルジェット:平成2
ト)を整備・配備して、人身にかか わる事故に対し、地域格差なく全て の人に迅速、適切な医療が施される よう、一層の充実をはかること。	<ul><li>・救命救急センターにおけるドクターカー及び搭載する医療機関等の購入費や運転手の経費に関する支援</li><li>・過疎地域などの高度かつ専門的な医療の提供が困難な地域で活用されるメディカルジェットに対する支援</li></ul>	行開始
より、一階の九天ではかること。	などを行っているところである。 4 厚生労働省としては、引き続き都道府県と連携を図りながら、必要な医療を適切 に提供できる体制を整備するための必要な支援を進めてまいりたい。	○へき地医療拠点病院:全国3 22か所(平成31年1月1日現在) うち、北海道19か所 ○へき地診療所:全国1,129か
1-2 そのためにも、救急指定病院の拡大、指定外病院でも迅速な医療が施されるシステム、さらに遠隔地医	【厚生労働省 医政局地域医療計画課】 1 救急医療提供体制の整備については、医療法に基づく医療計画の策定指針において、	所(平成31年1月1日現在)
療等の充実をはかること。	① 比較的軽症の救急患者を受け入れる初期医療 ② 入院治療を要する救急患者を受け入れる二次救急 ③ 重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる三次医療 と役割分担し、これらを担う医療機関が連携して面で対応する体制を確保するよう 示しており、各都道府県において地域の実情を踏まえつつ,体制整備を進めている。	
2「死人に口なし」のような不公正 を生まないよう、公正な裁き <u>の基礎</u> となる客観証拠に基づく原因究明·再 発防止のために科学的捜査を徹底す	2 厚生労働省としては、これまでも各都道府県の整備に対して、技術的な助言を行うとともに、救命救急センターの運営に必要な経費や、救急医療施設の施設・設備整備に対する支援を行う等、様々な支援を行ってきたところ。	
ること。	3 引き続き、都道府県と連携して救急医療体制の充実に努めてまいりたい。	
2-1 科学的捜査と原因究明のため に、検視や検案の後には、薬毒物検 査および CT や MRI など死亡時画像 診断(Ai)と総称される画像検査へ	【警察庁交通局】 交通事故事件捜査においては、交通事故の発生状況や当事者の状況等から、必要に 応じて、薬毒物検査及び CT や MRI などの画像検査を行い、必要がある場合に解剖 を実施するなどの方法により、死因等の究明を図っています。	

と進み、専門医が的確に死因を診断 し、最終段階である解剖の必要性を 判断する仕組みをつくること。解剖 はとくに遺体侵襲度が高く遺族にと って辛い死因究明法であることを踏 まえて、解剖段階に進むのは CT に よって死因を確定出来ない場合に限 るなど、遺族の心情に十分配慮する こと。家族への説明や相談も早期に 行う体制をつくること。死因究明を 上記の段階ごとに各専門家が行う機 関を一元化して設置すること。

上記のためにも2020年4月施行の 「死因究明等推進基本法」に基づく 諸施策を充実させること。

2-2 科学的捜査と原因究明のため に、航空機のフライトレコーダーに 相当するドライブレコーダー(事故 やそれに近い事態が起きた際、急ブ レーキなどに反応し事故前後の映像 等が記録され、分析によって速度や 衝撃の大きさなど詳細が再現できる) の全車装着義務を法制化すること。 また、未装着車については、必要に 応じイベントデータレコーダ (EDR) の押収、解析による公正捜査を行う

2-3 公訴時効制度は、逃げ得を許し、 被害者の尊厳を損なう不正義極まり ない制度である。死亡ひき逃げ事件 を含め生命・身体に対する犯罪の公 訴時効は即刻廃止すること。

また、御遺族に対しては、事件の認知時等、捜査の初期段階において、事件を担当 する捜査員等が事案概要等の説明に加え、刑事手続、損害賠償制度、各種相談窓口等 | について記載した「被害者の手引」の配布、被害者連絡制度を通じた情報提供を行っ ています。さらに、各都道府県警察本部・警察署において、御遺族からの相談に応じ、 各種相談窓口、カウンセリング機関の紹介などを実施しています。

なお、令和2年4月に施行された死因究明等推進基本法に基づき令和3年6月「死因究 ※新法「死因究明等推進基本 明等推進計画」が閣議決定されており、警察としては、死因究明のための科学捜査の ★ に基づく施策が進みつつ 活用、死因究明により得られた情報の遺族等に対する説明の促進等、同計画に盛り込 ある。 まれた各種施策に取り組んでまいります。

# 【警察庁交通局】

緻密で科学的な交通事故事件捜査を推進するため、客観的な証拠に基づいた交通事 ┃※ EDR については、9月30日 故原因の究明を図っており、その一環として、必要に応じて EDR データの解析を行 に改正保安基準が施行され、 っております。

交通事故時の EDR データは客観的な証拠資料となり得るものであり、これを解析 することは、交通事故原因を究明する上で有用であると考えております。

# 【法務省 刑事局刑事法制管理官室】

公訴時効制度は、犯罪一般について、時の経過による証拠の散逸等に基づく法的安 定の要請と犯人処罰の要請の調和を図るものであり、公訴時効の期間については、基 本的に、犯罪の重大性を示す法定刑を基準に決まることとされています。

そして、法制審議会及び国会での審議により、このような公訴時効制度の趣旨等を 踏まえた上で、人を死亡させた犯罪については、生命という究極の法益を取り返しの つかない形で奪うものであるという特殊性に鑑みて特別の取扱いをすることとし、そ の中でも、最も悪質であり、最も刑が重い殺人罪等を中心とした死刑に当たる罪につ いては公訴時効を撤廃することが相当であるとされ、改正に至ったという経緯があり ます。

このような状況に鑑みると、御指摘のような自動車の運転により人を死傷させる行 為等の処罰に関する法律の罪に限らず、人を死亡させた犯罪で死刑に当たる罪以外の 特定の犯罪について公訴時効を撤廃することは、慎重な検討を要するものと考えてい ます。

装着義務化が進む。

- 3 被害者等に対しては、①尊厳が護られる権利 ②知る権利 ③司法手続きに参加する権利 ④被害から回復する権利の4つの権利が厳格に擁護されるよう、必要な制度や行政上の措置を行うこと。
- 3-1 被害者の知る権利と、捜査の公正さを保障するため、実況見分調書など交通事故調書や鑑定報告書を、当事者の求めに応じ、送検以前の捜査過程の早期(実況見分調書は事件後1~2週間以内)に開示すること。事故原因、加害者の処遇、刑事裁判の予定など、被害者の知る権利を保障する通知制度を徹底すること。

### 【警察庁 交通局】

警察では、刑事訴訟法第47条の規定(※)を踏まえ、個別具体的なケースに応じ、 捜査・公判への支障や関係者のプライバシー等と、被害者又はその御遺族(以下「被 害者等」という)の心情への配慮、被害回復の必要性等の事情を考慮しつつ、被害者 等に対し、事故の概要や捜査状況についての説明等を行っています。

また、「被害者連絡制度」により、ひき逃げ事件、交通死亡事故等の重大な交通事故事件の被害者を対象として、事件を担当する捜査員が、捜査状況、検挙状況及び処分状況等について連絡を行っています。

なお、被害者等から事故の概要等について説明を求められた場合には、「被害者連絡制度」対象事件以外の交通事故であっても、捜査・公判への支障や関係者のプライバシー等と被害者の心情への配慮、被害回復の必要性等の事情を考慮しつつ、被害者等に対し、事故の概要や捜査状況についての説明等を行っています。

※ 刑事訴訟法第47条 [訴訟書類の非公開]

訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。但し、公益上の必要その他の事由があって、相当と認められる場合は、この限りでない。

### 【法務省】

検察庁においては、被害者等通知制度により、交通事犯を含めた被害者の方などからの希望に応じて、事件の処理結果、公判期日、裁判結果、加害者の刑の執行終了予定時期、釈放された年月日、刑事裁判確定後の加害者に関する処遇状況等の通知を行っています。

また、事案の内容、捜査・公判への支障や関係者のプライバシー等も考慮しつつ、被害者の方などへの適切な説明等を行うこととしております。

そして、これらを含め、被害者等の保護・支援に関する諸制度について周知し、理 解を深めるため、検察官等に対する研修を行っています。

# 【法務省】

1 被害者やその御遺族の方が事件の当事者として刑事裁判の推移や結果に重大な関心を持つことは当然であり、これを尊重するのは重要なことであると認識しています。 2 被害者参加制度の下では、被害者参加人等は、公判期日に出席し、証人尋問や被告人質問などを行い、事実又は法律の適用について意見を述べることができます。また、検察においては、被害者参加人等の要望に応じ、公判前整理手続の経過や結果に関して必要な説明を行っているほか、被害者参加人等から公判前整理手続の傍聴を求められた際には、事案に応じ、裁判所にその希望を伝えるなどしています。

もっとも、それを超えて、被害者等及び被害者参加弁護士が公判前整理手続に出席する権利を法律で定めることについては、公判前整理手続の機能や、後に公判廷での証言が予定されている被害者等が公判前整理手続において具体的な証拠関係に触れることによる影響等に鑑み、慎重な検討が必要であると考えています。

3 捜査・公訴提起に当たっては、被害者やその御遺族からうかがった事実関係や処罰感情も踏まえているところですが、捜査、公訴提起及び刑事裁判手続への被害者の関与を現状以上に拡大することについては、これまでの議論において、かえって迅速かつ適正な処罰の実現が困難になるといった指摘もなされてきたところであり、慎重な検討が必要であると考えています。

検察審査会制度は、検察官が不起訴処分をした事件について起訴議決を行うことが

3-3 被害者に対する損害賠償が適正 に措置されるように、保険賠償制度 は国が管理する自賠責保険に一本化 し、対人無制限など充実させること。 自賠責保険の支払限度額や給付水準 を抜本的に改善するとともに、公正 な認定がされるように実態把握に努 め機構の改善をはかること。

交通事犯被害者への適正な治療と補 償、後遺症認定がなされるように、 初期診断にあたっては、全身の検査 が重要であることを医療機関に指導 徹底すること。外傷がなくても頭部 打撲や脊髄液減少症などの発症の可 能性がある全ての場合にMRIなど の画像診断記録を義務づけるなど制 度整備を図ること。経済的支援と合 わせ、PTSD に対する支援制度など 精神的な支援を含めた被害回復の補 償制度整備を進めること。

3-4 脳外傷による高次脳機能障害及 び脳脊髄液減少症を、被害者保護の 観点から、重大な後遺症として積極 的に認定する制度改善を進めること。 これらを含む後遺障害者の治療と生 活保障を万全にすること。

できることとされているなど、検察官の公訴権の実行に関し、民意を反映させてその 適正を図るための制度として適切なものであると考えています。

損害賠償命令制度の適用対象の拡大については、過失による犯罪は簡易迅速な審理 により紛争を解決するための制度にはそぐわないなどの指摘もあり、慎重な検討が必 要であると考えています。

# 【国交省 自動車局保障制度参事官室】

- 自賠責保険は、強制保険であるという性質上、全ての自動車ユーザーが保険契約 を締結できるよう、被害者の救済に必要な基本的な金額を確保しつつも、自動車ユ ーザーに過度の負担を強いることがない保険料を設定している。
- よって、自賠責保険の支払額を無制限とするなどの抜本的な限度額や給付水準の 引き上げは、自賠責保険料の大幅な引き上げにつながることとなり、この趣旨から して、適当でない。
- なお、損害保険料率算出機構については金融庁の所管となっている。
- ┃○ 医療機関については厚生労働省の所管となっている。
- 自賠責保険においては、自動車事故に起因して PTSD を発症した際、治療費等の 支払を行っている。
- │○ また、後遺障害にかかる申請がなされた場合は、障害の程度に応じて、後遺障害 等級の認定がなされている。
- なお、被害者等に対する精神的支援等については厚生労働省の所管となっている。

# 【国交省 自動車局保障制度参事官室】

〈前段について〉

- 高次脳機能障害については、国土交通省では、画像所見が認められない症例であ っても、「MTBI(軽度外傷性脳損傷)」に該当する受傷時に意識障害が軽度である ものにあっても高次脳機能障害を残す可能性について考慮する必要がある」ことに ついて、損害保険会社等関係機関に対する周知徹底を図っている。
- また、損害保険料率算出機構において、平成30年5月に「自賠責保険における高 次脳機能障害認定システムの充実について」(報告書)が取りまとめられ、MTBI 等の診断がなされている事案が審査対象から漏れることがないよう、これを審査対 象要件に明記するとともに、医療機関への照会様式の一部見直しを行い、画像所見 が明らかでない事案の審査にあたってはより詳細な臨床所見の収集に努めることと なった。
- 高次脳機能障害及び脳脊髄液減少症について、国土交通省では、自賠責保険金の 適正な支払を行い、被害者保護の充実に努めるよう損害保険会社等関係機関に対す る周知徹底を図っている。

〈中段について〉

高次脳機能障害及び重度脊髄損傷の┃○ (独)自動車事故対策機構において、自動車事故により、脳、脊髄、胸腹部臓器 介護料支給対象を診断書による判断 ┃ を損傷し、自賠法施行令別表第1の第1級又は第2級に認定された、常時又は随時の ┃ として拡大すること。

遷延性意識障害者を介護する療護センターの充実をはかること。高次脳機能障害者の早期脳リハビリ施設の充実、及び後遺障害者が受傷から社会復帰まで一つの施設で一貫した支援が受けられる体制を整備すること。

3-5 交通犯罪・事故の被害に遭った 胎児の人権を認め、加害者の刑事罰、 損害賠償および保険制度において、

胎児を人と扱うための法改正を行う

こと。

3-6 交通犯罪被害者など犯罪被害者が、被害直後から恒常的に支援を受けられるよう公的機関の整備・充実をさらに進めること。

介護が必要な方に対し、介護料を支給している。

○ また、自賠法施行令別表第1の第1級又は第2級に認定されていない場合(自賠責保険で無責事故と判断される自損事故や100%過失による事故により後遺障害を負った場合等)においても、医師の診断書等により、同程度あると認められる場合には、高次脳機能障害及び重度脊髄損傷患者を含む、常時又は随時の介護が必要な方に対し、介護料を支給している。

### 〈後段について〉

(独) 自動車事故対策機構において、自動車事故による、脳障害によって重度の後遺障害を負った方のうち、一定の要件に該当する方(遷延性意識障害者)に対して、社会復帰の可能性を追求しながら、適切かつ質の高い治療・看護を実施するため、以下のとおり全国4ヶ所に療護センターを運営してきたところ。

千葉療護センター (千葉県千葉市) 昭和59年2月~ 東北療護センター (宮城県仙台市) 平成元年8月~ 岡山療護センター (岡山県岡山市) 平成6年2月~ 中部療護センター (岐阜県美濃加茂市) 平成13年7月~

○ また、公平な治療機会の確保と効果的な治療の提供を更に進めるため、療護センター機能の一般病院への委託(委託病床)を以下のとおり実施している。

中村記念病院(北海道札幌市) 平成19年12月~ 聖マリア病院(福岡県久留米市) 平成19年12月~ 泉大津市立病院(大阪府泉大津市) 平成25年1月~ 湘南東部総合病院(神奈川県茅ヶ崎市) 平成28年5月~ ※藤田医科大学病院(愛知県豊明市) 平成30年1月~ 金沢脳神経外科病院(石川県野々市市) 平成31年1月~ 松山市民病院(愛媛県松山市) 今和2年2月~

※事故直後の早期に療護センター等に受け入れることによって大きな治療効果が見られることから、事故直後から慢性期までの連続した治療・リハビリについて臨床研究を行う一貫症例研究型委託病床を設置。

○ さらに、一貫症例研究型委託病症の臨床研究を推進すべく、令和2年度に同委託 病床を5床拡充した。

# 【警察庁】

警察では、犯罪被害者等にとって身近な機関として、全国警察を挙げて犯罪被害者 等の視点に立った各種施策を推進しています。

具体的には、

○犯罪被害給付制度の運用 ○犯罪被害者等への情報提供 ○相談、カウンセリング体制の整備 ○捜査過程における被害者の負担軽減の措置 ○被害者の安全確保

に当たっております。とりわけ犯罪被害者やその御遺族の精神的被害の軽減を図るため、臨床心理士資格等を有する警察部内カウンセラーの配置を進めているほか、カウ

- 4 交通犯罪を抑止し、交通死傷被 害ゼロを実現するために、交通犯罪 に関する刑罰適正化を進めること。
- 4-1 自動車運転死傷行為処罰法は、 自動車運転による死傷行為のなかで も悪質な類型を処罰するために立法 改正されてきたが、構成要件に解釈 の余地が大きく、国民感情と運用と の乖離が生じている事件もみられる。 そこで、目的などの主観的要素の要 件の緩和や、速度違反、飲酒、居眠 り、脇見運転等の危険運転一般に適 用可能な条項を設けるなどの改正を すること。

また、過失運転致死傷罪(同法5 条) については、死亡の場合の最高 刑を引き上げ(12年など)、罰金刑は 削除すること。

- 4-2 交通犯罪に対する起訴便宜主義 を改め、公正に裁くこと。そのため にも、自動車運転処罰法第5条の「傷 害が軽いときは、情状により、その 刑を免除できる」という「刑の裁量 的免除」規定は即刻廃止すること。
- 4-3 危険で悪質極まりない飲酒や薬 物使用での死傷事件を根絶するため に、事故の際の飲酒検査をより厳正 に行い、血液検査も徹底すること。 飲酒の違反者にはアルコール依存症 検査を義務付けることや、「インター ロック」(アルコールを検知すると発

ンセリング費用の公費負担制度に要する経費を都道府県警察費補助金により予算措置 し、カウンセリング費用の公費負担制度を各都道府県警察において運用しています。

また、生活上の支援、医療、公判等犯罪被害者の多様なニーズに応えるため、都道 府県警察では、検察庁、弁護士会、日本司法支援センター、地方公共団体の担当部局、 民間の犯罪被害者支援団体等と共に被害者支援連絡協議会を設立するなどして連携を 深めるとともに、犯罪被害者支援に取り組む機関・団体が相互に連携しながら、被害 直後から中長期にわたる総合的な支援に努めています。

警察としては、引き続き、関係機関・団体とも連携を図りながら、今後とも犯罪被 害者等のニーズを踏まえたきめ細かな支援に一層の努力をしていきたいと考えていま

### 【法務省】

- 1 交通犯罪については、事案ごとの情状は様々であるところ、検察庁において、事 案に応じた適切な処分に努めているものと承知しています。
- 2 その上で、交通犯罪に関する罰則の在り方については、事案の実態に即した対処 ができるようにするため、これまで、平成13年及び平成19年に刑法が改正され、平 成25年に「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」が成立 1 ※ R2 年、「あおり運転」の改 し、平成26年5月から施行されています。令和2年には、いわゆる「あおり運転」に 上があったが、自動車運転死 よる死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に即した対応をするため、同法が改正さ 傷行為処罰法から8年経ち、更 れ、危険運転致死傷罪の対象となる行為が追加されました。

また、平成24年から平成25年にかけて行われた法制審議会においては、御要望の 法定刑の引上げや刑の免除についても審議がなされましたが、これらについては維 持することとされました。

3 今後とも、交通犯罪をめぐる情勢に応じて適切に対応してまいります。

なる抜本見直しが求められる。

### 【内閣府】

本年3月29日に決定された「第11次交通安全基本計画」に基づき、関係省庁及び関 係機関・団体等が連携し、飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故実態を周知す るための交通安全教育や広報啓発を推進してます。

特に「令和3年秋の全国交通安全運動」においては、「飲酒運転等の悪質危険な運転 の根絶」を全国重点に掲げ、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動を通じた 地域、職域等における「飲酒運転を絶対にしない」させない」という規範意識の確立、 飲食店等における運転者への種類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進、 運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用促進や業務に使用する自動車の使用 進できない装置)装着を義務化する ■者等の義務に関する指導の徹底など各種取組を推進することとしています。

酒運転を、させない、許さないとい う国民意識の形成と具体的施策を一 層推進すること。

など、再犯防止を徹底すること。飲┃ また、先般、千葉県八街市において、下校中の小学生の列にトラックが衝突し、5 名が死傷する痛ましい交通事故が発生したことを受け、令和3年8月4日に関係閣僚会 議にて決定された「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係わる緊 急対策」では、「飲酒運転の根絶」が対策の主要項目となっており、飲酒運転の根絶 に向けた交通安全教育及び広報啓発活動の推進、飲酒運転等の根絶に向けた取締りの 一層の強化などについて、関係省庁が連携して取り組むこととしています。

### 【警察庁】

飲酒運転や薬物使用の影響下での運転は、死亡事故やひき逃げ事故等の重大事故に 直結する悪質・危険な行為であり、警察としては、国民の規範意識を確立するために、 引き続き様々な対策を講じていく必要があると考えています。

警察においては、交通事故の状況や当事者の言動等から、飲酒運転の疑われる事案 については飲酒検知を、薬物使用の影響下での運転が疑われる事案については尿の採 取や裁判官から許可状を得ての採血等を行うなどの鑑定を確実に行っています。

また、飲酒運転により免許の取消処分等を受けた者が免許を再取得しようとする場 合に義務付けている飲酒取消講習や飲酒運転により免許の停止処分等を受けた者が受 講する停止処分者講習において、飲酒の問題の程度を調べるアルコールスクリーニン グテスト(※ AUDIT)を実施しているなど、問題飲酒行動の改善のためのカリキュ ラムを内容とする指導を実施しており、飲酒運転の再発防止を図っています。

さらに、飲酒運転を絶対にしない、させない、許さないという国民の規範意識の確 立は、飲酒運転の根絶を図るために重要であると認識しており、これまで飲酒運転の 厳罰化、取締り・行政処分の強化、地方公共団体や関係機関・団体等と連携した飲酒 運転根絶の広報啓発等の取組を推進してきたところです。今後とも

- 車両等提供罪、酒類提供罪及び要求・依頼同乗罪等の飲酒運転周辺者を含めた 飲酒運転に対する厳正な取締り
- 飲酒運転の危険性、飲酒運転による交通事故の実態等を訴える広報啓発
- 「運転シミュレーター」、「飲酒体験ゴーグル」等を活用した参加・体験型の交 通安全教育
- 酒類の製造・販売業、酒類提供飲食業等の関連業界と連携・協力した飲酒運転 根絶に向けた啓発
- (一財)全日本交通安全協会等が推進している「ハンドルキーパー運動」への 参加の呼び掛け

等の対策を推進し「飲酒運転を許さない社会環境づくり」に取り組んでいくこととし ております。

なお、「インターロック」の装着義務化については、装置の装着・維持管理に要す る費用の負担に係わる問題等の課題が存在することから、インターロック装着義務化 については、その導入の要否も含め、関係省庁や自動車メーカー等の団体を中心とし た慎重な検討が必要と考えています。

※ WHO (世界保健機構) が開発した、飲酒問題の程度を調べるテスト

- 5 交通犯罪を撲滅し、交通死傷被 【警察庁】 害をゼロにするために、国民皆免許 主義ではなく、安全運転のための専 門的な技能をもった者に限るよう、 免許付与条件を厳格にすること。
- 5-1 運転免許取得可能年齢の繰り上 げ (バイクも18歳へ) や教習課程の 抜本的見直し、さらに「運転適性検 査」(医学的など)の徹底と診断義務 の拡大など、免許付与条件を厳格に すること。

5-2 免許者の違反行為はすべて重大 な人身事故の要因となる。累犯と事 故の未然防止のために安全確認違反 など危険な道交法違反は全て免許取 り消しとし、その他の違反にも欠格 期間を長期にする、重い罰金を科す など免許付与後の資格管理を適切に 行うこと。

免許再取得の制限を厳しくし、重大 な違反を繰り返した場合や違反によ る死傷事件を起こした場合などは永┃制度上運転免許の取消しになります。 久に免許取得資格を与えないこと。

現在、道路交通法(昭和35年法律第105号)において、運転免許の資格年齢につい て、普通自動二輪車免許、小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許については16 歲以上、普通自動車免許、準中型自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車 免許及び牽引免許については18歳以上、中型自動車免許については原則20歳以上、大 型自動車免許については原則21歳以上とされています。

運転免許の資格年齢については、国際慣習に準拠しつつ、事故実態等を踏まえて定 められており、その資格年齢の変更については、国民生活への影響等も踏まえ、慎重 な検討を要するものと考えており、また、教習課程の見直し等については、交通事故 実態等に照らして、逐次、教習内容や教習時限数の見直しを行っているほか、教習所 に対し厳格な指導を行うことにより、教習水準の維持、向上を図っています。

また、平成25年の道路交通法改正により、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすお それがある一定の病気等に係る運転者対策として

- 病気の症状に関する質問及び虚偽回答に対する罰則に係る規定
- 医師による診察結果の届出に係る規定
- 一定の病気等に該当する疑いがある者に対する免許の効力の暫定停止に関する

など、運転免許の適正な取得を推進するための規定が整備されました。(平成26年6月 1日施行)

さらに、平成27年の道路交通法改正により、認知症のおそれのある高齢運転者をよ りタイムリーに把握し医師の診断を受けさせるための対策として、

- 75歳以上の運転者に対する臨時認知機能検査の導入
- 更新時及び臨時の認知機能檢査で一定の基準に達した場合の臨時適性検査制度 (医師の診断の義務づけ)に係る規定が整備されました。(平成29年3月12日施行)

加えて、令和2年の道路交通法改正により、更なる高齢運転者対策として

○ 一定の違反歴を有する75歳以上の運転者に対する運転技能検査の導入等に係る 許規制を速やかに推進するこ 規定が整備されました(令和4年6月までに施行)

引き続き、これらの規定を効果的に活用するなどして、安全運転に必要な知識・ 技能を有する者に運転免許を与える制度となるよう努めてまいります。

# 【警察庁】

我が国の運転免許制度は、運転資格を与えた後に道路交通上の危険性があると判断 される者については、一定の期間、道路交通上の場から排除することとしています。

この危険性の判断に当たっては点数制度を導入しており、これは運転者の過去一定 期間内の違反や事故に、その行為の危険性に応じた一定の点数を付し、点数の多寡に よって運転免許の取消しや停止の行政措置を講ずるという制度です。

令和2年の道路交通法改正において、妨害運転(いわゆる「あおり運転」)に対する 罰則の創設を行うとともに、相当の基礎点数を付すこととしました。これにより妨害 運転行った者は全て運転免許取消しの対象となります。

御指摘の安全確認違反については、法令上「安全運転義務違反」として2点の点数 | が付され、安全確認が主たる原因で交通死亡事故を起こせば事故点数と合わせて点数 |

また、違反に付される点数や欠格期間の延長については、これまでにも交通情勢に 病気や高齢による身体機能の低下が、┃応じて幾多の改正がなされており、特に欠格期間については、平成19年の道路交通法┃

※高齢者に対するさらなる免 とが求められる。

作に影響を及ぼすことが決して無い よう、高齢者の免許更新期間を1年に 短縮し、免許更新時の実技検査や認 知機能を含む健康検査の厳格化も一 層進めること。

6 交通死傷被害ゼロをめざし、命と 安全が最優先される社会を実現する こと。

6-1 安全の課題を交通の「円滑」と 同列視せず、命の尊厳を貫くこと。 交诵安全対策基本法に基づく「交通 安全基本計画」の目標を死者・重傷 者ゼロとし、そのためのロードマッ <u>プを</u>示すこと。

事故原因と原因にいたる要因を完 全に絶つ施策を講じるために、運輸 安全委員会の調査対象に、一般の自 動車事故を加えて、車の安全性能の 問題や速度性能とその制御、道路構 造の問題など、事故原因を徹底究明 にすること。

安全運転に不可欠な認知・判断・操一改正により、最高5年から最高10年と大幅な延長が行われたところです。

次に、免許の再取得に関しては、重大な違反を繰り返した場合や違反による死傷事 |故を起こした場合などにおいて永久に免許を与えないことにすることについては、多 様な意見もあり慎重な検討を要するものと考えています。

今後も悪質・危険な運転者に対しては、点数制度等による迅速・適正な処分執行に より運転不適格者の排除に努め、交通事故防止を図ってまいります。

免許更新時の運転技能の確認については、令和2年道路交通法改正において、高齢 運転者対策の充実・強化のため、

○75歳以上で一定の違反歴のある高齢運転者に対する運転技能検査の導入 等に係わる規定が整備されました。(令和4年6月までに施行) 今後、新たに導入され る諸対策を効果的に推進し、高齢運転者事故防止を図ってまいります。

また、高齢運転者の認知機能等の検査については、免許証の更新時等における認知 機能検査等を実施しているところですが、引き続き、交通事故防止等の観点から、必 要な検討を進めてまいります。

# 【内閣府】

本年3月29日に決定された「第11次交通安全基本計画」では、道路交通事故のない 社会を達成することが究極の目標としており、まずは死者数及び命に関わり優先度が 高い重傷者数をゼロに近づけることを目指しています。その上で、5か年という計画 期間での達成可能性を踏まえる中でも意欲的な目標値を設定するため、以下の目標を 設定しています。

- 世界一安全な道路交通の実現を目指し、令和7年までに24時間死者数を2,000人 施策を総合的に推進すること 以下とする。
- 令和7年までに重傷者数を22,000人以下にする。

この目標を達成するため、これまで実施してきた各種施策の深化はもちろんのこと、 交通安全の確保に資する先端技術を積極的に取り入れた新たな時代における対策にも 取り組んでまいります。

### 【警察庁】

警察庁では、第11次交通安全基本計画(令和3年3月29日中央交通安全対策会議決定) に基づき、人命尊重の理念の下に、究極的には交通事故のない社会の実現を目標とし て、道路交通環境の整備等を推進しているところです。

令和3年度は、社会資本整備重点計画(令和3年5月29日閣議決定)に即し、

- 通学路対策の推進
- 「ゾーン30」の推進(生活道路対策)
- 自転車利用環境の整備
- 歩車分離式信号の整備

などの事業を計画的に実施してまいります。

【国交省 自動車局安全政策課》

- 【○ 運輸安全委員会は、運輸安全委員会設置法に航空・鉄道・船舶の事故等の原因究明 を行っています。
- し、再発防止への根底施策を明らか┃○ 他方、自動車事故については道路交通法に基づき、公益財団法人交通事故総合分 析センターにおいて、事故原因の究明を行っているところと承知しています。

※被害根絶のために、抜本的 が求められる。

6-2 自動車事故被害が深刻な事態と 【警察庁】 なる根本要因は、クルマ依存と、安 全よりも経済効率や高速走行を優先 するスピード社会である。社会が護 るべき子どもや高齢者をはじめ、国 民全てが安全・快適に通行できる万 全の対策を講じて交通死傷被害ゼロ を実現すること。

「ゾーン30」を中心とする歩行者 保護施策を強く推進するとともに、 以下3点を基本に道路交通法の抜本見 直しを行い、交通静穏化を早急に実 現すること。

- 市街地など居住地域の道路の速度 規制を全て30km/h以下とする
- ② 上記地域の歩道のない道路は20 km/h 以下とする
- ③ 自動車専用道路以外の幹線道路で 歩車分離など十分に安全性が見込め る道路は上限50km/h とした低速規制 とする

交差点での歩行者・自転車等の被 害を防ぐために、歩車分離信号への 全面切り替えを凍やかに進めること。 **車道を狭くして自転車レーンを確保** するなど、自転車の安全対策を急ぐ

夜間の歩行者・自転車事故を防ぐた めに、自動ハイビームの義務化を急 ぎ、夜間の速度規制を強く推進する┃指導してまいります。

「ゾーン30」については、令和2年度末までに全国で4,031か所を整備したところ、今 後は最高速度30キロメートル毎時の区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せより 1※「ゾーン30」をさらに進め 交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、道路管理者 た居住地域の20~30Km/h 制 と緊密に連携しながら、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更限など低速規制は一層重要。 なる推進を図ることとしています。

なお、交通規制については、道路交通法(昭和35年法律第105号)第4集において、 「都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という)は、道路における危険を防止し その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路交通に起因する障害を防 止するため必要があると認めるとき」に行うことができると定められております。そ のため最高速度規制等については、市街地であるか否かなどによって全国一律に速度 を制限することとするのではなく、各地域や道路の実情に応じ、都道府県ごとに対応 することが適当であると考えております。

歩車分離信号は、歩行者が通行する時間と車両が通行する時間とを分離し、交通事 故を防止するものであり、歩行者等の安全確保に有効な手段であると考えています。 引き続き、歩車分離信号の効果と影響を総合的に勘案し、歩車分離式信号の適切な導 入が図られるよう、都道府県警察を指導してまいります。

灯火については、道路交通法(昭和35年法律第105号)第52条第1項においては、夜 | 間等において灯火をつけなければならないことを定め、事故の防止を図っているとこ ろです。

他方で、車両に備える灯火等の装置に係る基準については、国土交通省所管の道路 運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)で定められております。 夜間の速度規制については、

- 山間部のカーブ等において夜間の交通事故が多発している場合
- 道路照明がない等の理由で道路構造上危険な場合

等で、夜間の速度を引き下げる必要がある道路などで実施することとしております。 **昼夜別の検討も含め道路交通環境等に応じた速度規制が行われるよう都道府県警察を** 

# 【国交省 自動車局安全・環境基準課】

- 夜間の歩行者自転車事故防止は重要であり、ヘッドライトの点灯は重要な観点と 認識しております。
- このため、国土交通省では、令和2年4月以降の新型自動車に、周囲の明るさ(照 度) に応じ、自動的にヘッドライトが点灯するオートライトを装備義務付けするこ とを決めたところです。
- また、走行状況に応じて自動的にハイビームとロービームに切り替え可能なオー トマティック・ハイビームに加え、照射方向を自動的に制御可能なアダプティブ・ ドライビング・ビームの技術的な基準を策定するとともに、補助金※も活用してこ れら装置の普及促進に努めているところです。

※ 先進安全自動車 (ASV)の導入に関する支援(令和3年度)補助対象車両:令和3年4月1日以降に購入(新車新規登録)した事業用の車両

補助対象装置	補助対象車種	補助率	補助上限
先進ライト	車両総重量3.5 t 超のトラック (13 t 超トラクタ含) バス	1/2	1/2100, 000 円
	貸切バス(中小事業者等以外)	1/2	67,000円

### 【国交省 自動車局安全政策課】

- 幹線道路では、事故危険箇所において、歩道の整備、交差点改良等を推進して 参ります。
- 通学路を含む生活道路では、警察が行う速度・進入規制と連携しつつ道路管理者 としての対策を推進して参ります。
- 自転車の利用環境については、関係機関と連携して、安全で快適な自転車利用環境の創出を推進して参ります。
- ロードキルが原因の交通事故被害 〇 高速道路では、引き続き動物侵入対策として立入防止柵の設置等を必要な箇所に ・根絶するために、高速道路におけ おいて順次進めてまいります。

### 【警察庁】

また、高速道路における野生生物との交通事故による被害を防止するため、今後とも警察においては、道路管理者に対し、侵入防止フェンスの設置等を働きかけるとともに、警ら等において、フェンスに損傷がないか、点検等を行ってまいります。

# 【国交省 自動車局安全・環境基準課】

- 国土交通省では、交通事故を防止するための安全運転支援施策として、
  - ・ペダル踏み間違い時の加速抑制装置等についての性能認定
  - ・衝突予防装置(衝突被害軽減ブレーキ)の段階的搭載義務付け(※令和3年11月 以降の新型車より)
  - ・非常停止装置(ドライバー異常時対応システム)のガイドライン策定
  - ・自動で速度制御を行う技術(ISA)のガイドライン策定等に取り組んでおります。
- また、現在の自動運転技術には性能の限界があり、決して過信してはならないことを、ドライバーに理解してもらうよう、啓発ビデオを作成し HP に掲載するなど、 周知・啓発にも力を入れているところです。

ロードキルが原因の交通事故被害 を根絶するために、高速道路におけ る野生生物の侵入防止対策を万全に し、一般道路においては低速度規制 を徹底すること。

6-3 「無人の自動運転車」への根拠のない楽観論が拡がらないように配慮し、検討されている ISA (Intelligent Speed Adaptation 自動速度制御装置)の実用化や、ペダル踏み間違い時の加速抑制装置、非常停止装置など、全てのクルマを対象にした安全運転支援施策を急ぐこと。

規制緩和政策は行わないこと。「自動 Ⅰ課題と認識しております。 車運転者の労働時間等の改善のため の基準」を、安全運行を第一義に早 とした運転免許の取得規制の緩和等 は行わないこと。運輸業者の安全に 対する社会的責任を明確にし、監査 を徹底するとともに、悪質違反や重 則強化など行政指導を強化すること。

6-5 公的財政支出による 公共交通 機関網の整備拡大を図り、クルマ(と りわけ自家用車)に依存しない安全 で快適な生活を実現すること。

### 【国交省 自動車局安全政策課】

6-4 職業運転者の安全運転管理のた 【〈自動車運転者の労働時間等について〉

- めにも労働時間規制の強化を図るこ┃○ 自動車運送事業の運転者は、全産業労働者と比較して労働時間長く、いわゆる渦 と。これに逆行する交通運輸産業の┃労死の認定件数も多いことから、自動車運送事業における長時間労働の是正は重要な
- 運転者の拘束時間等を定めた「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(い わゆる改善基準告示)」の見直しについては、同告示を所管する厚生労働省の下に設 急に改めること。労働力不足を理由 ┃ 置された「自動車運転者労働時間等専門委員会(専門委員会)」において検討が行わ れているところです。
- │○ 国土交通省といたしましても、平成30年に成立した働き方改革関連法に対する衆 |参両院の附帯決議も踏まえ、自動車運送事業を所管する立場から、実態を踏まえつつ 長時間労働の是正が進むよう、専門委員会に参画するなどして、厚生労働省に対し、 大人身事故を惹き起こした場合の罰 ┃ 適切に協力して参りたいと考えております。

## 【行政指導について】

- 監査・処分制度については、「自動車運送事業における監査のあり方検討会」を 踏まえ、平成25年10月より、悪質な運送事業者への重点的な監査の実施や、悪質・重 大な法令違反に対する処分の厳格化など、効果的な監査・実効性のある処分を行うこ ととしました。
- また、軽井沢スキーバス事故を受け、貸切バス事業者に対しては、平成28年12月 から法令違反の早期是正のための仕組みを導入するとともに、さらなる処分の厳格化 を行いました。
- さらに、平成30年7月から過労防止関連違反等に係る行政処分の処分量定の引上 げを行うなど、行政処分等の基準の改正を行いました。今後も、適切に運用してまい ります。

# 【国交省 自動車局安全政策課】

- 自家用自動車に過度に依存することのない、安全で快適な生活の実現は、大変重 要な課題であると認識しております。
- │○ 国土交通省では、昨年改正した「地域公共交通活性化再生法」において、地域に おける移動ニーズに対し、きめ細やかに対応できる立場にある市町村等が中心となっ て、地域公共交通のマスタープランを策定し、公共交通サービスの改善を図る取組を 促進するための制度の充実を図ったところです。
- あわせて、こうした市町村等の取組に対し、財政面・ノウハウ面からの支援を行 うとともに、地域の生活の足を確保する観点から、過疎地域等における幹線バスやコ ミュニティバス等の運行に対し、国費による補助を行っております。
- 引き続き、地域における移動手段の確保・充実を図り、地域住民の方々が自らの 運転だけに頼らずに暮らせる社会の実現に努めて参ります。